

大井川用水を活用した小水力発電事業の推進

2012.07.09 大井川右岸土地改良区

日本のエネルギー政策全般のあり方が見直される中であって平成 23 年 8 月「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、平成 24 年 6 月 18 日に「再生可能エネルギー電気の調達価格及び調達期間」が告示され、また、平成 24 年 7 月 1 日には前述特別措置法が施行されました。

これら状況を踏まえ、大井川右岸土地改良区では、再生可能エネルギー源である大井川用水を活用する小水力発電事業の推進に積極的に取り組むとともに、再生可能エネルギー電気の売電益によって土地改良施設の維持管理費の低減を図ることを目的に平成 24 年 6 月 20 日開催された臨時理事会で静岡県と協調し、小水力発電事業の導入を決定しました。

維持管理費への低減効果は計り知れないものであり大いに期待されるところであります。また、大井川右岸土地改良区では、農業用水を活用して地域社会に貢献していきたいと考えております。

1. 小水力発電事業の概要

事業名：地域用水環境整備事業（小水力発電整備）

地区名：新エネ大井川右岸

事業主体：静岡県（建設後の施設管理は大井川右岸土地改良区）

事業費：580,000 千円（補助率:国 50%、県 25%、地元 25%）

工期：平成 24 年度～平成 26 年度(予定)

水利権：発電水利権を取得

その他：売電益は、大井川右岸土地改良区が管理する土地改良施設の維持管理費に充当

2. 施設の規模

施設名称	西方発電所（西方落差工）	伊達方発電所（7号落差工）
最大通水量	1.8～3.5 m ³ /s	1.8～3.5 m ³ /s
有効落差	4.5m	4.0m
発電出力	108kw	96kw
年間発電量	670,000kwh	596,000kwh

3. 今後の計画

平成 24 年度

実施設計、水利使用許可に関する協議・申請

平成 25 年度～26 年度

発電施設建設工事

平成 27 年度

発電施設の稼働開始